

公共施設等運営権（南紀白浜空港）の設定について

和歌山県は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき設定した公共施設等運営権の存続期間を新たに設定したので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 1 7 日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 公共施設等の名称及び立地

(1) 名称 南紀白浜空港

(2) 立地 和歌山県西牟婁郡白浜町

2 公共施設等運営権者

和歌山県西牟婁郡白浜町才野 1622 番地の 125

株式会社南紀白浜エアポート

代表取締役 岡田 信一郎

3 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容

(1) 空港運営等業務

(2) (1) に附帯する業務

4 新たに設定した公共施設等運営権の存続期間

令和 11 年 4 月 1 日から令和 21 年 3 月 31 日まで